

一般競争入札による市有財産（自動車）の売払い
物件案内（入札のご案内）



令和8年度

五 泉 市 財 政 課

*****目 次*****

○ 令和8年度売払い物件一覧表	1
○ 市有財産売払い（入札）実施要領	2
・ 売払い方法	2
・ 入札及び開札（日時、会場）	2
・ 入札参加資格	2
・ 売払い物件の下見	2
・ 入札参加手続き	3
・ 入札方法	3
・ 入札当日持参するもの	4
・ 開札及び落札者の決定	5
・ 契約の締結及び売買代金の納入	5
・ 適格証明書（インボイス）の交付	5
・ 物件の引渡し及び付帯条件	5
・ 物件調書	7
・ 様式集	17
○ 入札参加者の心得	24
○ 市有財産（物品）売買契約書	27
○ 状況資料（写真）	30

●問い合わせ先

〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地 1
五泉市財政課管財係（市役所 4 階）
電 話：0250-43-3911 内線 328
F A X：0250-41-0006
メー ル：zaisei@city.gosen.lg.jp

令和 8 年度売払い物件一覧表

物件 番号	名 称	種別・用途	登録年	登録の状況	最低売却価格
1	スズキ エブリイ	軽貨物	平成 12 年	令和 8 年 4 月 23 日 車検満了（車検切れ）	30,000 円
2	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	平成 11 年	令 9 年 12 月 9 日 車検満了	150,000 円
3	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	平成 12 年	令和 8 年 9 月 27 日 車検満了	150,000 円
4	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	平成 13 年	令和 9 年 11 月 18 日 車検満了	150,000 円
5	日野 リエッセ II	普通乗合	平成 27 年	令和 9 年 3 月 18 日 車検満了	600,000 円

※最低売却価格には消費税及び地方消費税を含む。

市有財産売払い（入札）実施要領

1 売払い物件

- ・軽貨物（スズキ エブリイ） 1 台
- ・軽特種（ダイハツ ハイゼットトラック） 3 台
- ・普通乗合（日野 リエッセⅡ） 1 台

＊「売払い物件一覧表」及び「物件調書」のとおり

2 売払い方法

一般競争入札により実施します。

＊市があらかじめ定めた最低売却価格以上の金額で、最も高い金額をつけた者を落札者とします。

3 入札及び開札

日 時：令和 8 年 8 月 2 8 日（金）午前 1 0 時 3 0 分から

会 場：五泉市役所 3 0 1 会議室（3 階）

＊入札当日は、入札条件及び物件内容については、承知されているものとして説明はいたしません。「売払い物件一覧表」、「物件調書」及び「入札参加者の心得」をお読みいただき、不明な点についてはあらかじめお問い合わせください。

4 入札参加資格

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び五泉市暴力団排除条例（平成 24 年五泉市条例第 32 号）第 6 条第 1 項に該当しない者であること。

【例】

- ・成年被後見人
- ・未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有していると認められる者

- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定がなされている者を除く。）

- （3）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定がなされている者を除く。）

5 売払い物件の下見

次の期間、場所において行います。

- （1）期 間 令和 8 年 8 月 1 0 日（月）～令和 8 年 8 月 1 9 日（水）
午前 9 時 3 0 分から正午、午後 1 時から 4 時

※ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は除きます。

(2) 場 所 物件番号 1 ・ 5 : 五泉定期市場 第2駐車場 (五泉市太田1丁目12)

担当 財政課管財係 TEL 0250-43-3911

物件番号 2 ～ 4 : 五泉市消防本部 (五泉市栗島1番28号)

担当 消防本部消防団係 TEL 0250-42-0119

※下見を希望する場合は、必ず事前に希望日時を担当までご連絡ください。なお、業務の都合により希望日時について変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※売払い物件の下見は義務ではありませんが、入札に参加された方は下見の有無に関わらず、現物を確認したものとみなします。

6 入札参加手続き

(1) 入札参加希望者は、「入札参加申請書」に住所、氏名、連絡先(法人の場合は住所、法人名、代表者氏名、連絡先)を記載のうえ押印し、「暴力団等の排除に関する誓約書」、身分証明書の写しを添付し、令和8年8月20日(木)午後5時までに五泉市財政課管財係へ提出してください。

○提出書類

- | |
|--|
| ①入札参加申請書(様式1) |
| ②暴力団等の排除に関する誓約書(様式2) |
| ③身分証明書(個人)…本籍地の身分証明書(発行から3か月以内のもの) |
| ④身分証明書(法人)…法人の登記事項証明書の写し(発行から3か月以内のもの) |

ただし、申込日現在、五泉市の入札参加資格者名簿に登録のある方については②～④の添付を省略できます。

(2) 令和8年8月27日(木)正午までに入札保証金(入札金額の100分の5以上の額)を納めてください。

*入札保証金については、開札後、口座振込により還付いたします。納入時発行された領収書及び入札保証金の返還請求書を入札当日に必ず持参してください。

*郵便入札で当日領収書等を持参できない場合は、入札保証金振込後、領収書の写しをFAXしてください。(FAX番号: 0250-41-0006) また入札保証金の返還請求書は郵送で提出してください。

*落札者については、契約保証金に充当します。

*落札者が売買契約を締結しない場合は、入札保証金は市に帰属することになりますので注意してください。

(3) 提出された申請書については、資格審査後に入札参加資格通知書をお送りします。(入札日に必ず持参してください。)

7 入札方法

入札方法は持参または郵便入札とします。

・持参の場合、入札日当日の入札開始時間までに入札書を持参の上、入札会場にお越しくだ

さい。

- ・郵便の場合は次の方法で入札書を郵送してください。

(郵送方法) 一般書留郵便・簡易書留郵便のいずれかとし、封筒には入札物件番号、物件名称及び開札日とともに「入札書在中」と朱書きすること。

(提出先) 〒959-1692

新潟県五泉市太田1094番地1

五泉市役所 財政課 管財係

(提出期間) 令和8年8月21日(金)から

同年8月27日(木)午後5時まで(必着)

- (1) 入札参加者は、入札書(様式4)に住所、氏名(法人の場合は住所、法人名、代表者氏名)及び入札金額を記載のうえ押印し、封筒に封入し封印してください。

*入札書は1物件につき1通作成してください。

*入札当日、代理人が参加する場合は、委任状(様式5)を提出してください。

*封筒は資料を参考に作成してください。

- (2) 入札参加資格通知書を係員に提示して受付を行ってください。

- (3) 入札会場では、入札執行者の指示に従い入札を行ってください。

8 入札当日持参するもの

- (1) 入札書及び入札用封筒

- (2) 入札参加資格通知書

- (3) 入札保証金領収書

- (4) 入札保証金返還請求書

- (5) 委任状(代理人が入札する場合のみ)

9 無効入札

次の各号に該当する場合は、無効入札とします。

- (1) 入札の参加資格のない者が行った入札又は代理権の確認を受けていない代理人が行った入札

- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

- (3) 入札保証金を納入しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者が行った入札

- (4) 同一の入札者が、1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札

- (5) 郵便による入札で、指示した提出期限までに到着しなかった入札

- (6) 入札書の押印を必要とする場所に押印の無い入札

- (7) 入札書の金額を訂正した入札

- (8) 脅迫その他不正行為によって行った入札

- (9) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合その他不正な行為をしたと入札執行職員が認める場合においての全部の入札

- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

10 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は入札終了後直ちに、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 入札者及びその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。ただし、郵便入札の場合を除きます。
- (3) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格を入札した参加者としします。
ただし、最高の価格を入札した参加者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとしします。当該入札者が開札に出席していない場合（郵便入札による場合）、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引くものとしします。

11 契約の締結及び売買代金の納入

- (1) 落札者は、落札の日から起算して7日以内に売買契約を締結していただきます。
この日までに契約を締結しない場合は、落札者の資格を失います。
- (2) 売買代金は、契約締結時に発行する納入通知書により、納入期限（発行日から起算して15日以内）までに全額納入してください。

※ 契約締結に必要なもの

① 印鑑

② 契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）

* 売買代金を契約締結時までに全額即納する場合は免除としします。

* 契約保証金は売買代金の一部に充当します。

* 契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は市に帰属することになりますので注意してください。

12 適格証明書（インボイス）の交付

買受人の求めに応じて、適格証明書（インボイス）を発行します。

13 物件の引渡し及び付帯条件

- (1) 運搬費用、登録費用、その他引渡しにかかる費用等はすべて落札者の負担となります。
- (2) 引渡し後の故障や不調等について五泉市は一切責任を負いません。
また、物件の状況は五泉市職員の見視等により確認できた事項のみであり、エンジンの状態などの専門的な見識を要する事項や、汚れ・傷などの事項を含め正確な現状を保証するものではありません。
- (3) 代金の納入確認後、自動車検査証等の物件に関する書類を引渡します。登録の抹消や名義変更等の必要手続きを行ってください。それら手続きの完了確認後、物件を引き渡します。
引渡し期限は、令和8年9月28日（月）です。物件を引き渡す際に「譲渡物件引渡書（様式6）」に署名、押印をお願いします。また、物件の引渡しにあたっては下記の点にご注意ください。

① 落札者が登録の抹消または名義変更を行ってください。

譲渡証明書等必要書類をお渡ししますので、登録の抹消や名義変更の手続きを速やかに行

ってください。手続き完了後、車検証の写しをご提出ください。確認後、物件を引き渡します。

②引渡し後、落札者の負担で車体の文字やマーク等の消去を行ってください。また、作業後の写真を撮影し提出してください。

(4) 売払い物件は、現況渡しとなります。売払い物件の下見は義務ではありませんが、入札に参加された方は下見の有無に関わらず、現物を確認したものとみなします。また、物件の状態は調書作成時点のものであり、引渡しまでの間に物件の状態が変動する場合があります。

物件調書

物件番号 1

項 目		内 容
名 称		スズキ エブリイ
登録番号		新潟 4 1 く 7 3 3 5
初度登録年月		平成 1 2 年
車検有効期限		令和 8 年 4 月 2 3 日（車検切れ）
自動車の種別		軽貨物自動車
車台番号		D B 5 2 V-1 6 7 0 3 6
型式		G D-DB 5 2 V
原動機の型式		F 6 A
排気量		0. 6 5 L
燃料種類		ガソリン
走行距離		1 0 4, 3 7 6. 0 km（令和 8 年 6 月時点）
車体の形状		箱型
変速装置		3 A T
駆動方式		フルタイム 4 WD
車体	色	白色
	ドア数	5
	乗車定員	4 人
	長さ	3 3 9 cm
	幅	1 4 7 cm
	高さ	1 8 7 cm
	車両重量	1 3 4 0 kg
	車両総重量	8 8 0 kg
装備	オーディオ機器	C Dプレーヤー（AM・FMラジオ付き）
	エアコン	エアコンあり
	その他	現在スタッドレスタイヤ装着

項 目	内 容
引渡し保管場所	五泉市役所 第2駐車場 （五泉市太田1丁目12）
備 考	・令和7年12月まで稼働 ・車体下回り腐食、車検取得不可 ・運転席側窓動作不可（パワーウィンドウスイッチ故障） ・座席破れあり（ガムテープで補修） <u>※車体の文字・イラストの消去は落札者の負担で行うものとする。</u>

物件番号 2

項 目		内 容
名 称		ダイハツ ハイゼットトラック
登録番号		新潟 80 あ 1099
初度登録年月		平成11年
車検有効期限		令和9年12月9日
自動車の種別		軽特種自動車
車台番号		S210P-0034726
型式		GD-S210P
原動機の型式		EF
排気量		0.65L
燃料種類		ガソリン
走行距離		11,631km (令和8年6月時点)
車体の形状		消防車
変速装置		5MT
駆動方式		パートタイム4WD
車体	色	赤色
	ドア数	2
	乗車定員	4人
	長さ	339cm
	幅	147cm
	高さ	198cm
	車両重量	1130kg
	車両総重量	1350kg
装備	オーディオ機器	AMラジオあり
	エアコン	エアコンなし
	その他	スペアタイヤ (ラジアルタイヤ1本) あり ※現在スタッドレスタイヤ装着

項 目	内 容
引渡し保管場所	五泉市消防本部 （五泉市栗島 1 番 2 8 号）
備 考	・ エンジンは始動確認済み。（令和 8 年 3 月時点） ※現在バッテリー劣化によりエンジン始動不可 ・ 両サイドミラー付け根のヒビ割れ ・ キー 1 本 ・ 令和 8 年 3 月まで消防団積載車として使用 ・ 車両に登載されている消防装備品（消防章、サイレン、赤色灯、無線機等）は市で取り外し予定 ・ 昇降装置付き <u>※車体の文字は市で消去予定。</u>

物件番号 3

項 目		内 容
名 称		ダイハツ ハイゼットトラック
登録番号		新潟 80 あ 1203
初度登録年月		平成12年
車検有効期限		令和8年9月27日
自動車の種別		軽特種自動車
車台番号		S210P-0077982
型式		GD-S210P
原動機の型式		EF
排気量		0.65L
燃料種類		ガソリン
走行距離		5,174km (令和8年3月時点)
車体の形状		消防車
変速装置		5MT
駆動方式		パートタイム4WD
車体	色	赤色
	ドア数	2
	乗車定員	4人
	長さ	339cm
	幅	147cm
	高さ	198cm
	車両重量	1140kg
	車両総重量	1360kg
装備	オーディオ機器	AMラジオ
	エアコン	エアコンなし
	その他	スペアタイヤ (ラジアルタイヤ1本) あり ※現在スタッドレスタイヤ装着

項 目	内 容
引渡し保管場所	五泉市消防本部 （五泉市栗島 1 番 2 8 号）
備 考	・ エンジンは始動確認済み（令和 8 年 6 月時点） ※引き渡し時にバッテリー上がりの可能性あり ・ キー 2 本 ・ 令和 8 年 3 月末まで消防団積載車として使用 ・ 車両に登載されている消防装備品（消防章、サイレン、赤色灯、無線機等）は市で取り外し予定 ・ 昇降装置付き。 <u>※車体の文字は市で消去予定。</u>

物件番号 4

項 目		内 容
名 称		ダイハツ ハイゼットトラック
登録番号		新潟 80 あ 1354
初度登録年月		平成13年11月
車検有効期限		令和9年11月18日
自動車の種別		軽特種自動車
車台番号		S210P-0133048
型式		GD-S210P
原動機の型式		EF
排気量		0.65L
燃料種類		ガソリン
走行距離		9,852km (令和8年6月時点)
車体の形状		消防車
変速装置		5MT
駆動方式		パートタイム4WD
車体	色	赤色
	ドア数	2
	乗車定員	4人
	長さ	339cm
	幅	147cm
	高さ	199cm
	車両重量	1100kg
	車両総重量	1320kg
装備	オーディオ機器	AMラジオ
	エアコン	エアコンなし
	その他	スペアタイヤ (ラジアルタイヤ1本) あり ※現在スタッドレスタイヤ装着

項 目	内 容
引渡し保管場所	五泉市消防本部 （五泉市栗島 1 番 2 8 号）
備 考	・ エンジンは始動確認済み（令和 8 年 6 月時点） ※引き渡し時にバッテリー上がりの可能性あり ・ 両サイドミラー付け根のヒビ割れ ・ キー 2 本。 ・ 令和 8 年 3 月末まで消防団積載車として使用 ・ 車両に登載されている消防装備品（消防章、サイレン、赤色灯、無線機等）は市で取り外し予定 ・ 昇降装置付き ※車体の文字は市で消去予定。

物件番号 5

項 目		内 容
名 称		日野 リエッセⅡ
登録番号		新潟 200 さ 3162
初度登録年月		平成27年3月
車検有効期限		令和9年3月18日
自動車の種別		普通乗合自動車
車台番号		XZB40-0002825
型式		SKG-XZB40M
原動機の型式		N04C
排気量		4.00L
燃料種類		軽油
走行距離		90,893km (令和8年5月時点)
車体の形状		キャブオーバ
変速装置		6AT
駆動方式		2WD
車体	色	黄色 文字・イラストあり
	ドア数	出入口扉1 運転席1 非常口1
	乗車定員	3+39/1.5人
	長さ	625cm
	幅	203cm
	高さ	242cm
	車両重量	3280kg
	車両総重量	4875kg
装備	カーナビ	カーナビあり
	エアコン	エアコンなし
	その他	現在ラジアルタイヤ装着 替えタイヤあり (スタッドレスタイヤ4本) ドライブレコーダーあり ((株)シルバーアイ STX-001B)

項 目	内 容
引渡し保管場所	五泉市役所 第2駐車場 （五泉市太田1丁目12）
備 考	・ 幼児送迎バス ・ エンジン始動確認済み（令和8年5月時点） ・ 車体両側面に文字・イラストあり ・ 車内に汚れ、傷等あり ・ 令和8年3月頃まで保育園で使用 ※車体の文字・イラストの消去は落札者の負担で行うものとする。

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

五 泉 市 長 様

住 所
法 人 名
代表者氏名又は氏名
連 絡 先

⑨

令和 8 年 8 月 1 0 日付で入札公告のありました下記物件に係る入札に参加したいので申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを誓約します。

記

1. 入札物件

入札物件	物件 番号	名 称	種別・用途	数 量
	1	スズキ エブリイ	軽貨物	1 台
	2	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
	3	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
	4	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
	5	日野 リエッセⅡ	普通乗合	1 台

※申込をする物件欄に○を付けてください。複数可

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

五 泉 市 長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞

私は、自社又は自社の役員等（入札者が個人である場合にはその者を、入札者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。次に掲げる事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、契約の解除など、市の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

また、暴力団排除措置を行なうため、この誓約書等により市が警察に照会することについて承諾します。

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 3 暴力団員と密接な関係を有する者

一般競争入札参加資格通知書

令和 年 月 日

様

五泉市長 田邊 正幸

令和 年 月 日付で申請のありました下記物件に係る入札の参加資格について審査したところ、参加資格を有すると確認しましたので通知します。

記

1. 入札日時 令和8年8月28日（金）午前10時30分から
2. 入札会場 五泉市役所 301会議室（3階）
3. 入札物件

物件 番号	名 称	種別・用途	数 量
1	スズキ エブリイ	軽貨物	1 台
2	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
3	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
4	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
5	日野 リエッセⅡ	普通乗合	1 台

4. 当日持参するもの
 - (1) 入札書及び入札用封筒
 - (2) 一般競争入札参加資格通知書（※この通知文書のことです。）
 - (3) 入札保証金領収書
 - (4) 入札保証金返還請求書
 - (5) （代理人が入札する場合）委任状

入 札 書

1 入札物件

物件 番号	名 称	種別・用途	数 量

2 入札金額

¥										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

3 入札保証金

¥										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

五泉市契約事務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

法 人 名

代表者氏名又は氏名

⑨

代 理 人 氏 名

⑨

五 泉 市 長 様

記入例

様式 4

○入札する物件の名称等を記入してください。

(名称等については物件案内 1 ページ目の売払い物件一覧表を参照。)

○1 物件につき、入札書 1 枚を作成してください。

(複数の物件の入札に参加する場合は、物件ごとに入札書を作成することになります。)

入 札 書

1 入札物件

物件 番号	名 称	種別・用途	数 量
4	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1

2 入札金額

○契約希望金額を記入してください。

○金額頭部に「¥」をお書きください。

¥				¥	1	0	0	0	0	0	円
---	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

○事前に納入した入札保証金の 5 分の 100 を超える額での入札は無効となります。

仮に入札保証金 20,000 円を納入した場合、最低売却価格から 400,000 円
(20,000 円×100/5) 以内の金額で入札することになります。

3 入札保証金

¥				¥	2	0	0	0	0	円
---	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

○納入した入札保証金の額を記入してください。

○金額頭部に「¥」をお書きください。

五泉市契約事務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

令和 8 年 8 月 2 8 日

○入札執行日を記入してください。郵便による入札の場合も同様です。

住 所 ●●県●●市●●●●●●●●
法 人 名 株式会社●●
代表者氏名又は氏名 代表取締役 ●● ●●
代 理 人 氏 名 ●● ●● 印

印

印

五 泉 市 長 様

委 任 状

(代理人氏名・印)

私は本日都合により を代理人と定め次の権限を委任します。

入札 物件	物件番号	名 称	種別・用途	数 量
	1	スズキ エブリイ	軽貨物	1 台
	2	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
	3	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
	4	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
	5	日野 リエッセⅡ	普通乗合	1 台

※入札を委任された物件欄に○を付けてください。複数可

上記の入札に関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名又は氏名

⑨

五 泉 市 長 様

譲渡物件引渡書

令和 年 月 日付けで締結した売買契約に基づき、下記物件を引き渡します。

記

譲渡物件

物件 番号	名 称	種別・用途	数 量
1	スズキ エブリイ	軽貨物	1 台
2	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
3	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
4	ダイハツ ハイゼットトラック	軽特種	1 台
5	日野 リエッセⅡ	普通乗合	1 台

令和 年 月 日

五泉市長 田邊 正幸

上記物件の引渡しを受けました。

令和 年 月 日

〇〇市□□丁△△番地△
〇 〇 〇 〇 ⑩

入札参加者の心得

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、本書を熟読の上、入札に参加してください。なお、入札参加者は、入札開始時刻から入札締切時刻まで入札執行職員の指示に従うものとします。

1 入札参加者

- （１）入札に参加することができる者は、入札参加申請書（「市有財産売払い（入札）実施要領」様式１）をあらかじめ提出し、入札参加資格通知書を発行された者としてします。
- （２）入札には、本人又は本人の委任状（「市有財産売払い（入札）実施要領」様式５）を持参した代理人のみが参加できるものとします。
- （３）入札者が代理人であるとき、法人の代理人で社員が入札するときなどは、入札前に必ず委任状を入札執行職員に提出してください。
- （４）登録名義人となるのは、落札者本人となります。

2 入札の方法

- （１）入札書（「市有財産売払い（入札）実施要領」様式４）の提出は、封筒に封入し封印し、その封皮に必要事項（作成例参照）を記入してください。封筒の大きさは自由です。
- （２）提出済みの入札書は、いかなる事由があっても、引換え、変更又は取消しはできません。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- （１）入札の参加資格のない者が行った入札又は代理権の確認を受けていない代理人が行った入札
- （２）入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- （３）入札保証金を納入しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者が行った入札
- （４）同一の入札者が、１物件につき２つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- （５）郵便による入札で、指示した提出期限までに到着しなかった入札
- （６）入札書の押印を必要とする場所に押印の無い入札
- （７）入札書の金額を訂正した入札
- （８）脅迫その他不正行為によって行った入札
- （９）入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合その他不正な行為をしたと入札執行職員が認める場合における全部の入札
- （１０）その他入札に関する条件に違反した入札

4 開 札

- （１）開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- （２）開札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は原則として入場することができません。
- （３）入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。ただし、郵便入札の場合を除きます。

5 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者としします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、その場において当該入札者のくじ引きによって落札者を決定します。当該入札者が開札に出席していない場合（郵便入札による場合）、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引くものとしします。
- (3) 落札者が落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、その入札は無効となります。

6 契約に関する事項

- (1) 落札者は契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を現金、納付書又は口座振込で納めなければなりません。ただし、売買代金を即納した場合は免除としします。なお、契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
- (2) 所有権の移転時期は、売買代金の支払いを完了した時とし、物件の引渡しは、「譲渡物件引渡書」を取り交わすことによるものとしします。

7 そ の 他

- (1) 入札書の「入札物件」の「物件番号」「名称」「種別・用途」「数量」については、1ページの「売払い物件一覧表」にならって記入してください。
- (2) 開札後、入札調書を公開します。入札参加者の氏名及び入札金額が公開されますが、あらかじめご承知おきください。

入札用封筒作成方法

作成例

(表)	(裏)
入札書 在中 入札書 五泉市長 田邊正幸様 物件番号4 ダイハツ ハイゼットトラック	印 住 所 法 人 代表者氏名又は氏名 印

※ 封筒の様式は任意とする

※ 縦・横書きは自由とする

必ず作成例で記載されている事項すべてを記載すること

市有財産（物品）売買契約書（案）

売出人 五泉市 五泉市長 田邊正幸 と買受人 _____ とは、次の条項により市有財産（物品）
売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売出人買受人双方は、常に信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売出人はその所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を買受人に売り渡すものとする。

物件 番号	名 称	種別・用途	数 量

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税 金 _____ 円）とする。

（契約保証金）

第4条 買受人は、この契約と同時に契約保証金として金 _____ 円を売出人に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 売出人は、買受人が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

4 売出人は、買受人が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を売出人に帰属させることができる。

（売買代金の支払い）

第5条 買受人は、第3条の売買代金のうち前第1項に定める契約保証金を除いた金 _____ 円を売出人の発行する納入通知書により、売出人が指定する日までに売出人に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物品の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに売出人から買受人に移転するものとする。

（売買物品の引渡し）

第7条 買受人は、売買代金を完納してから速やかに所有権移転登録を完了することとし、売出人は所有権移転登録の完了を確認後、引き渡し日を買受人と協議の上、売買物品を現状のまま買受人に引き渡すものとする。

2 売買物品の引渡しの際には、譲渡物件引渡書を取り交すものとする。

（危険負担）

第8条 この契約締結後、売買物品の引渡しまでにおいて、売買物品が売出人の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 買受人は、この契約締結後、売買物品に種類、品質及び数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第 10 条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者であることが判明したとき。

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。))であると認められるとき。

(3) 暴力団(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)であると認められるとき。

(4) 暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。

3 買受人は前 2 項の規定に基づく契約解除により損害を受けた場合であっても、売払人に損害賠償を請求できない。

(買受人の原状回復義務)

第 11 条 買受人は、前条の規定により契約が解除されたときは、売払人の指定する日までに売買物品を原状に回復して売払人に返還しなければならない。ただし、売払人が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(賠償責任)

第 12 条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 13 条 買受人は、第 10 条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを売払人に請求することができないものとする。

(返還金)

第 14 条 売払人は、この契約を解除したときは、買受人が支払った売買代金を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第 15 条 売払人は、前条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第 12 条に定める損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 16 条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第 17 条 この契約について定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売払人と買受人が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約に関する訴訟については、売払人の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各1通を保有し、又は契約内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者双方電子署名の上、各自その電磁的記録を保管するものとする。

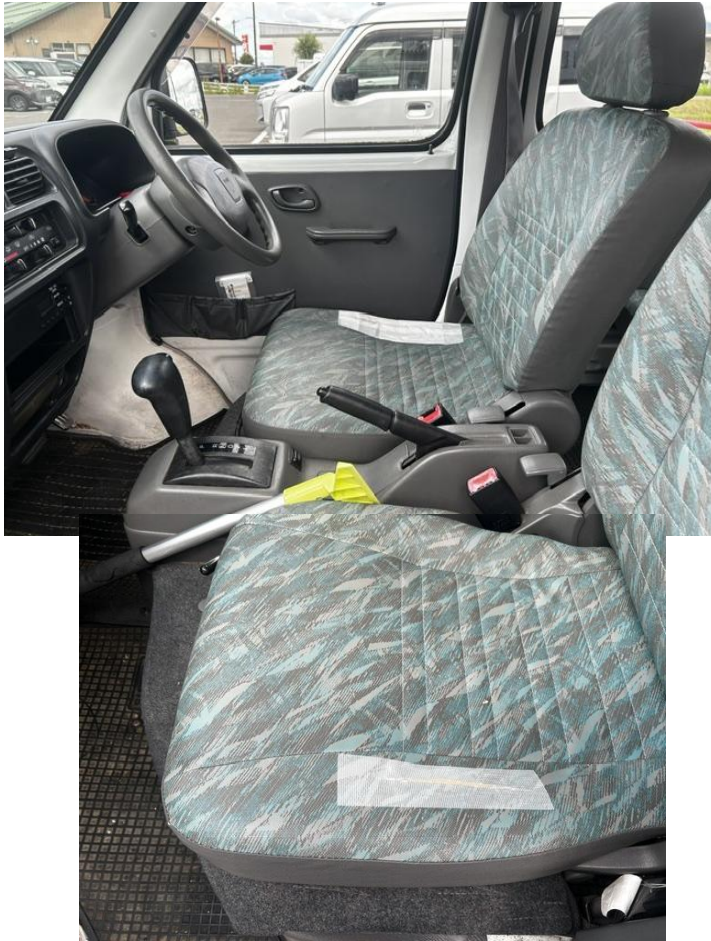
令和 年 月 日

売払人	住所	新潟県五泉市太田 1094 番地 1
	氏名	五 泉 市
		五 泉 市 長 田 邊 正 幸

買受人	住所
	氏名

物件番号1 スズキ エブリー





物件番号 2 ダイハツ ハイゼットトラック



車両前面



車両左面



車両後面



車両右面



運転席の様子



メーターパネル



昇降装置を下げた状態

物件番号 3 ダイハツ ハイゼットトラック



車両前面



車両左面



車両後面



車両右面



運転席の様子



メーターパネル



昇降装置を下げた状態

物件番号 4 ダイハツ ハイゼットトラック



車両前面



車両左面



車両後面



車両右面



運転席の様子



メーターパネル



昇降装置を下げた状態



